

東久留米市放課後子供教室安全管理方針

この方針は、「東京都放課後子供教室安全管理指針」に基づき、本市における「放課後子供教室」の的確な安全管理の実施のために策定するものである。

I 教育委員会及び運営スタッフの役割と責務

安全管理について、関係者の自覚並びに関係者間での意識の共有及び役割の明確化を図ることにより、「放課後子供教室」の安全性を確保する。

1 教育委員会

教育委員会は、「放課後子供教室」の運営に責任を負うとともに、事業の安全性を確保する。

- (1) 教育委員会は、「放課後子供教室」の安全管理に関する基本的な事項を定めた本方針を定めるとともに、安全管理の具体的な行動指針となる「安全管理マニュアル」を作成する。
- (2) 教育委員会は、「放課後子供教室」の実施会場の施設・設備等の安全性を確保する。
- (3) 教育委員会は、けが、不審者侵入、事故、災害等などの被害に遭うことがないよう情報の収集・提供や指導を行う。
- (4) 教育委員会は、各「放課後子供教室」の安全管理の責任者を定める。
- (5) 教育委員会は、運営スタッフをはじめ「放課後子供教室」に係わる全ての人々を対象に安全教育を行う。

2 地域コーディネーター

- (1) 地域コーディネーターは、教育委員会が「安全管理方針」や「安全管理マニュアル」等を定める際に協力する。
- (2) 事業実施中には、活動場所ごとに必ず1名以上の協働活動サポーターを配置する。
- (3) 地域コーディネーターは、協働活動サポーター等が実施する安全管理活動に対する支援を行う。

3 協働活動サポーター

- (1) 協働活動サポーターは、活動前と活動時間中の「放課後子供教室」の安全を確保する。
- (2) 協働活動サポーターは、事件・事故発生時には他のスタッフへの指示、記録等を行う。

4 協働活動支援員

協働活動支援員は、事業実施時に事件・事故が発生した時には、協働活動サポーターの指示を受け対応する。

II 日常の安全管理

教育委員会は、地域コーディネーターや協働活動サポーター等と連携し、次のことを行う。

1 安全管理体制の整備

- (1) 「放課後子供教室」の活動内容・施設条件・地域の実態等に即して、具体的な行動指針となる「安全管理マニュアル」を教室ごとに作成する。
- (2) 安全管理の視点から事前に協働活動サポーターの配置、施設、事業内容について点検し、安全を確認し、必要な改善を行う。
- (3) 「放課後子供教室」の実施関係者（教育委員会及び運営スタッフや関係機関等）の連絡体制をあらかじめ定め、関係者に周知する。また、保護者の連絡先及び緊急連絡先をあらかじめ把握し、必要な情報を運営スタッフと共有する。
- (4) 事故・災害等の発生時の学校との連携・協力体制や、保護者への子供の引渡し方法など、緊急時における対応策をあらかじめ整備し、関係者・保護者の共通理解を得ること。
- (5) 活動内容や趣旨を事前に保護者等に伝え、子供の健康状態や天候等により参加の適否を判断するよう周知する。
- (6) 地域の諸団体等に事業について説明し、子供の保護・安全確保等の協力が得られる内容を確認する。
- (7) 協働活動サポーター・協働活動支援員・子供等は、原則として傷害保険等に参加することとする。
- (8) 感染症にかかった運営スタッフは、感染症の拡大予防のため「放課後子供教室」の運営に係わることをできないことを徹底する。

2 子供の健康管理

- (1) 運営スタッフに、子供の健康に配慮した、無理のない活動計画をたてるよう指導する。
- (2) 急病・けが等の発生に対応できるよう応急手当用品を準備し、薬品等の内容を点検するとともに、健康に関する情報に留意する。

3 事故対策

- (1) 子供が事故に遭わないように、現場を確認し、危険箇所について対策を講じる。
- (2) 危険箇所等の情報を協働活動サポーター等に提供する。
- (3) 近辺の交通状況を把握し、危険箇所の周知等、交通事故の発生防止に努める。

4 犯罪対策

- (1) 不審者の侵入防止に留意する。
- (2) 施設に警備員等がいる場合には、活動内容を伝え、安全について確認する。

5 災害対策

注意報及び警報発令の情報に留意し、大雨、台風等の被害に遭わないよう対策を講じる。

Ⅲ 事業実施中

協働活動サポーターは、他の運営スタッフと協力し次のことを行う。

- 1 協働活動サポーター及び他の運営スタッフは、事業実施当日に安全確認の時間をとり、活動内容と進行方法を確認するとともに、事件・事故発生時の役割分担（通報、救護、避難等）を定める。
- 2 協働活動サポーターは、会場内外の安全確認を行うとともに、子供の健康状態や活動の様子に留意し、必要に応じて保護者へ連絡する。
- 3 協働活動サポーターは、周辺で不審者情報、事件・事故情報が入った場合には、適切に対処する。
- 4 協働活動サポーターは、健康に関する情報に留意し、注意報などが発令された場合は、速やかに子供への周知徹底を図る。
- 5 協働活動サポーターは、子供の帰宅時には、安全に帰宅できるよう指導を行う。

Ⅳ 事件・事故発生時

- 1 協働活動サポーターは現状を的確に把握し、参加者の安全を確保し、二次災害の防止に努める。
- 2 協働活動サポーターは役割分担に基づいて、下記の対応を行う。
 - (1) 急病、けが
 - ア 適切な応急手当を行い、医療機関及び保護者、生涯学習課に連絡する。
 - イ 原因となった設備・道具を即時使用禁止とする。
 - (2) 不審者等
 - ア 子供を安全な場所へ避難誘導するとともに、警察へ通報する。
 - イ 関係者及び保護者へ連絡し、帰宅時の安全を確保する。
 - (3) 地震災害、気象災害、火災等
 - ア 安全な場所へ避難誘導を行い、正確な情報を収集して対応を判断する。
 - イ 関係者及び保護者へ連絡し、安全な帰宅路と帰宅方法を確認する。

3 事後処理

教育委員会は、必要に応じてマスコミへの対応、保護者、関係者への説明会を開催するとともに、事件・事故に関する記録を作成する。